

大分県報

令和二年
号外（一〇八）
十二月二十五日

（金曜日）

目次

企業局訓令

大分県企業局職員服務規程の一部改正……………

○企業局訓令

大分県企業局訓令第十三号

本 局
事 業 所

大分県企業局職員服務規程（平成二年大分県企業局訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十五日

大分県企業局長 工 藤 正 俊

第十三条中「勤務簿（第二号様式）」を「総務事務システム」に改める。

第十八条を次のように改める。

（出勤状況等の確認）

第十八条 所属長は、登庁後直ちに職員の出勤状況を確認し、休暇、遅刻、出張等についてはこの規程に定める手続を行い、その状況を総務事務システムにより整理しなければならぬ。

第二十三条中「勤務簿」を「総務事務システム」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第二十三条の二 職員は、就業規程第七条の三に規定する時間外勤務代休時間を受けようとするときは、総務事務システムにより所属長に届け出るものとする。

第二十四条中「ときは」の下に「、総務事務システムにより局長に願ひ出るとともに」を加え、「添えて」を削る。

第二十五条第二項中「ときは」の下に「、総務事務システムにより局長に願ひ出るとともに」を加える。

第二十六条中「勤務簿」を「総務事務システム」に改める。

第二十七条中「当該理由の発生を証する書類を添えて勤務簿により所属長に願ひ出て」を「総務事務システムにより所属長に願ひ出るとともに、当該理由の発生を証する書類を提出して」に改める。

第二十七条の二第六項中「勤務簿」を「総務事務システム」に改める。

第二十七条の三中「ときは」の下に「、総務事務システムにより局長に願ひ出るとともに」を加える。

第二十八条中「勤務簿」を「総務事務システム」に改める。

第三十条第一項中「第十条第四項ただし書」を「第十条第二項ただし書」に、「勤務簿」を「総務事務システム」に改め、同条第二項中「勤務簿」を「総務事務システム」に改める。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 削除

第五十一条第二項中「勤務簿にその理由を証する書類を添えて所属長に願ひ出」を「総務事務システムにより所属長に願ひ出るとともに、その理由を証する書類を提出してその承認を受け」に改め、同条第三項中「勤務簿」を「総務事務システム」に改める。

第五十五条を第五十六条とし、第五十四条の次に次の一条を加える。

（勤務簿による処理）

第五十五条 第十三条、第十八条、第二十三条、第二十四条、第二十五条第二項、第二十六条から第二十八条まで、第三十条並びに第五十一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、通信環境その他の理由により総務事務システムにより難しい場合は、勤務簿（第十八号様式）によるものとする。この場合において、職員は、登庁したとき勤務簿に自ら押し印しなければならぬ。

2 前項の場合において、所属長は、所属職員の勤務簿を整理し、総務課長に提出しなければならない。

第二号様式を次のように改める。

勤 務 簿

第十七号様式の次に次の一様式を加える。

附 則

この訓令は、令和三年一月四日から施行する。

令和二年十二月二十五日

大分県報号外（企業局訓令）